# 国民年金第3号被保険者について

組合員(任意継続組合員を除く)の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方は、国民年金第3号被保険者となります。 この資格の取得・喪失等については、所属所長及び共済組合を経由して日本年金機構(事務センター)へ届け出ること となっています。

届出は、被扶養者の認定・取消等の手続きと併せて提出してください。

#### <参考>国民年金被保険者の種類

種類	対 象 者	金
第1号被保険者	農業者・自営業者等で日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳 未満の者	国民年金の掛金納入
第2号被保険者	共済組合の組合員及び厚生年金保険の被保険者	共済年金・厚生年金の掛 金納入
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者	掛金納入の必要なし 保険者が拠出金納入

### 1 国民年金第3号被保険者の届出が必要となる例

- (1) 20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者となったとき
- (2) 他の共済組合から転入した組合員に被扶養配偶者がいるとき
- (3) 被扶養配偶者が20歳になったとき
- (4) 被扶養配偶者が収入超過又は離婚により被扶養者でなくなったとき ※第2号被保険者(共済組合・厚生年金保険加入者)となったときを除きます。
- (5) 日本国外に居住する被扶養配偶者が次の①~⑤のいずれかの要件を満たした場合、または満たさなくなったとき
  - ① 外国において留学をする学生
  - ② 外国に赴任する組合員に同行する者
  - ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
  - ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められる者
  - ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
- (6) 被扶養配偶者が死亡したとき
- (7) 被扶養配偶者の氏名・生年月日・性別に変更又は訂正があったとき
- (8) 他支部から転入した組合員に被扶養配偶者がいるとき
  - ※公立学校共済組合の他支部から秋田支部へ転入した職員(秋田県外で常時勤務の職員であって、退職してから 秋田県で新たに採用となった常時勤務の職員)に被扶養配偶者がいる場合も該当します。
- (9) 配偶者を扶養している組合員が種別変更となったとき
  - ※被扶養者申告書の提出は不要です。

## 2 国民年金第3号被保険者住所変更届

国民年金第3号被保険者の住所が変更となった際には日本年金機構への届出が必要です。しかし、日本に住民票をお持ちの方で住民票の住所変更手続きがお済みの方は、原則提出が不要です。海外居住や外国籍の方または住民票以外の居所を登録する場合に提出してください。

# 3 届出の手続き

- 1(1)~(7)に該当する場合は、「国民年金国民年金第3号被保険者関係届」、1(8)に該当する場合は「国民年金第3号被保険者住所変更届」の提出がそれぞれ必要となります。次の(1)~(3)のとおり手続きをお願いします。
- (1) 組合員及び被扶養配偶者は、「被扶養者申告書」等とともに、「国民年金第3号被保険者関係届」または「国民年金第3号被保険者住所変更届」を、年金手帳を添えて所属所へ提出してください。
  - ※被扶養者の認定・取消に変動が生じる場合に同時に届出をいただく場合が多いですが、被扶養者の認定・取消

に変動が生じない場合(住所変更等)は、「被扶養者申告書」等の提出は不要です。

- (2) 所属所長は、基礎年金番号を含む記載内容を確認後、共済組合へ提出してください。 ※年金手帳は中身を確認後、本人に返却してください。届出の提出時にも年金手帳の写しは添付不要です。
- (3) 共済組合は、内容を確認後、「国民年金第3号被保険者関係届」を日本年金機構(事務センター)に提出します。

## 4 その他の手続き

20歳以上60歳未満の被扶養配偶者が認定を取り消された場合、又は組合員が退職した場合、65歳に達した場合は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失し、第1号被保険者となりますので、住所地の市町村の国民年金窓口で第1号被保険者への変更の手続きを行う必要があります。

なお、組合員が退職後に任意継続組合員に加入し、その被扶養配偶者となった場合でも、第3号被保険者の資格は 喪失となりますので、第1号被保険者への変更の手続きを行ってください。